

火山防災エキスパート派遣に係る参考資料【岐阜県】

【目次】

1. 日程・参加者等	1
2. 派遣先において直面している課題や問題意識	1
3. 岐阜県の活火山	2
(1) 活火山の立地	2
(2) 岐阜県に係る常時観測火山における火山防災の取組状況	3
(3) 御嶽山噴火災害を踏まえた火山防災対策	3
(4) 噴火警戒レベル	4
① 焼岳	4
② 御嶽山	6
③ 白山	9
(5) 避難計画	12
(6) 登山届の条例化	15
(7) 火山防災マップ（登山者向け携帯版）	16

平成 30 年 10 月

1. 日程・参加者等

- 派遣内容 平成 30 年度飛騨地区消防防災研修会
- 派遣日時 平成 30 年 10 月 26 日（金） 15 時 30 分～17 時 00 分
- 派遣場所 高山市 ひだホテルプラザ
- 派遣先事務局 白川村役場総務課（大野郡消防協会事務局）
- 参加者 飛騨地域 3 市 1 村消防団幹部 約 80 名

2. 派遣先において直面している課題や問題意識

岐阜県飛騨地域には、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山と常時観測されている 4 火山が位置しており、噴火時等には多数の機関が連携して避難等の対応にあたる。中でも、普段から住民との関わりが深い消防団に対しては、避難誘導や初期の救助活動などにおいて活躍が期待されている。

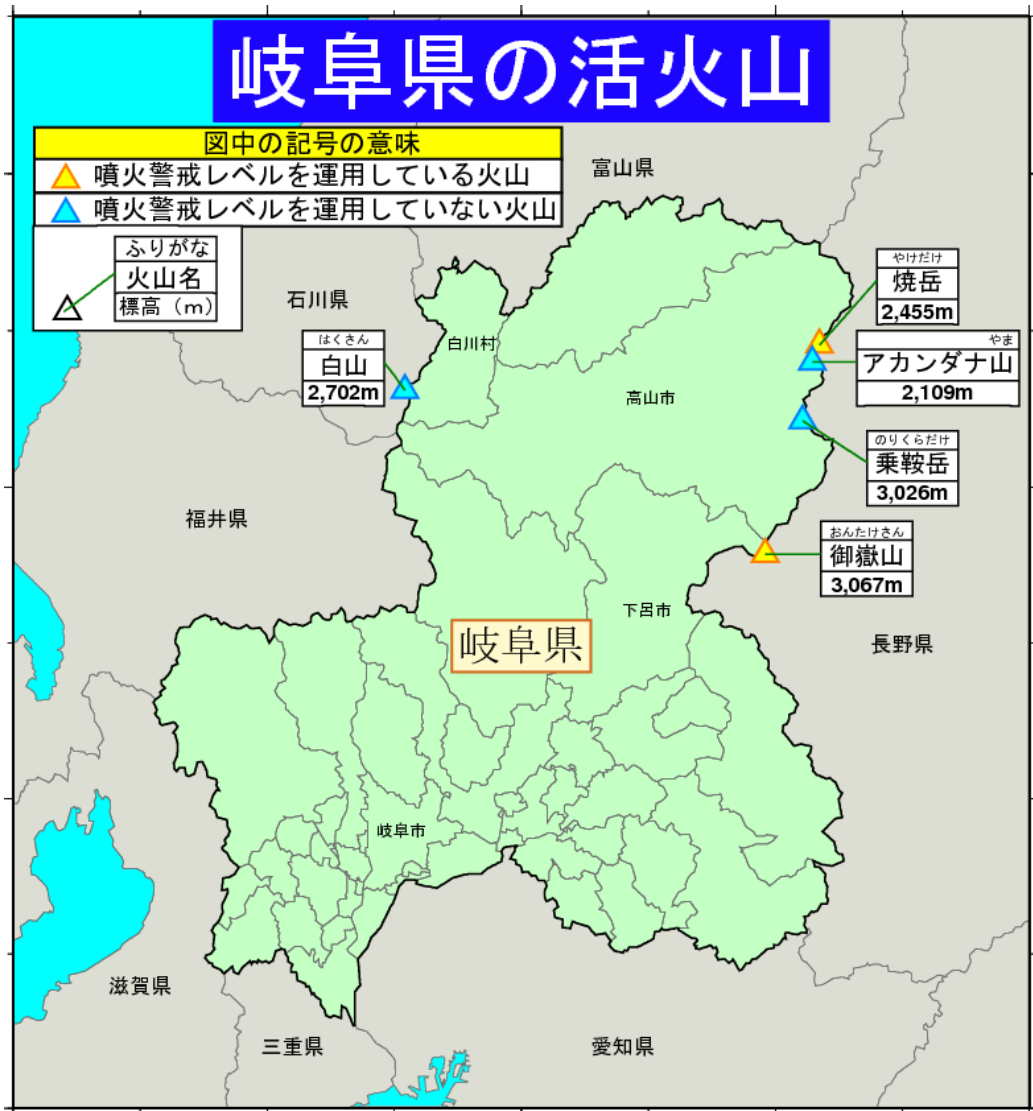
一方で、飛騨地域では、居住地域に影響した噴火の経験はほとんど無く、平成 26 年の御嶽山噴火時も登山者への対応が主であり、居住地域における噴火時の対応のイメージを持つことができていない。

そこで、消防団幹部職員を対象とした「平成 30 年度飛騨地区消防防災研修会」において、多数の住民避難が発生した 2000 年の有珠山の噴火の際の経験について講話・助言が期待されている。

3. 岐阜県の活火山

(1) 活火山の立地

岐阜県には、「焼岳」、「アカランダナ山」、「乗鞍岳」、「御嶽山」及び「白山」の5活火山が分布している。このうち、焼岳、乗鞍岳、御嶽山、白山が監視・観測体制の充実が必要な火山に選定されている。



<http://www.jma-net.go.jp/gifu/katsukazan.html>

(岐阜地方気象台ホームページ)

(2) 岐阜県に係る常時観測火山における火山防災の取組状況

火山名	関係都道県	火山防災協議会の設置	ハザードマップの作成	噴火警戒レベルの運用	市町村地域防災計画等における記載状況	
					策定市町村数	関係市町村数
焼岳	長野県、岐阜県	○	○	○	◎	(2 / 2)
乗鞍岳	長野県、岐阜県	○	○			(1 / 2)
御嶽山	長野県、岐阜県	○	○	○	○	(1 / 5)
白山	岐阜県、石川県、	○	○	○		(2 / 2)

(3) 御嶽山噴火災害を踏まえた火山防災対策

岐阜県では「岐阜県火山防災対策検討会議（平成26年11月13日設置）」において御嶽山噴火により明らかになった問題点を5つの項目に区分し、取り組むべき対策について議論を行った。5つの対策はそれぞれの、緊急の取組と中長期的な取り組みの2段階で整理されている。

1. 火山防災体制の整備 ～火山防災協議会の設置等～
2. 情報発信の強化 ～わかりやすい情報の確実な伝達～
3. 登山者の安全確保対策 ～登山を楽しむ環境整備～
4. 火山防災教育の推進と防災訓練の実施 ～火山の危険性を正しく理解し、備える～
5. 火山防災対策推進のための人材育成 ～研究・観測・実践を担う人づくり～

岐阜県ホームページ 「岐阜県火山防災対策検討会議検討結果」より抜粋

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/kocho-koho/event-calendar/gyoji/bosai/kazan3.html>

(4) 噴火警戒レベル

平成30年10月現在、焼岳、御嶽山、白山で運用されている。また、噴火警戒レベルの判定基準については、御嶽山白山で運用開始されている。

① 焼岳

焼岳では平成23年3月から噴火警戒レベルの運用が開始されている。

焼岳の噴火警戒レベル

— 火山災害から身を守るために —

噴火予報及び警報で発表する **噴火警戒レベル**

- 噴火警戒レベルとは、噴火時に危険な範囲や必要な防災対応をレベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルは、火山の周辺住民、観光客、登山者にとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています。
(レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」です。)
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えしています。

■ 焼岳の噴火警戒レベル1～3に対応した規制範囲

この地図は、国土院「数値地図50000(地形画像)」を使用しています。

【焼岳の特徴】 (標高2455m)

- 安山岩・デイサイトの成層火山で、約4,000年前の噴火で下層沢溶岩流、約2,300年前の最新のマグマ噴火で、焼岳頂上溶岩ドームにいくつもの火口地形があり、明台に降る噴火水蒸気爆発で、泥流を生じやすい。
- 1915年(大正4年)の噴火では泥池により大正池が形成された。
- 最近では、1962年(昭和37年)に水蒸気噴火が発生し、噴石により2名の負傷者がでている。

【地図の説明】

- 想定される噴火口の範囲
(北西-南東方向 2.4km、北東-南西方向 1.4kmの小型円内)
- 周辺の居住地域
- 登山口や登山道の分岐点
- レベル2(火口周辺規制)の規制範囲(想定火口から約1kmまで)
- レベル2で規制の対象となる登山道
- レベル3(入山規制)の規制範囲(想定火口から約2kmまで)
- レベル3で規制の対象となる登山道や道路など
- ▲ レベル3の道路規制箇所

■この図は焼岳火山防災計画(平成23年2月23日 焼岳火山噴火対策協議会)に基づき、作成しています。
■焼岳の噴火警戒レベルは、岐阜・長野両県の地元自治体と調整して作成しました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地場防災情報等で定められていますので、詳細については岐阜市、松本市へお問い合わせください。

焼岳の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (階級)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火 警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●噴火が発生し、火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 <p>過去事例 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）</p>
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> ●溶岩流出あるいは溶岩ドームの形成。 ●火砕流、溶岩流、融雪型泥流（積雪期の場合）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 ●火砕流、溶岩流が発生し、噴火がさらに拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される。 <p>過去事例 約4000年前の噴火（下堀沢溶岩流の噴火） 約2300年前の噴火（円頂丘溶岩・中尾火砕流の噴火）</p>
火口周辺 警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●大規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね2kmまで噴石が飛散。 <p>過去事例 1915年：水蒸気噴火が発生し、爆風により火口から1km程度で倒木</p>
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模な水蒸気噴火が発生し、火口から概ね1kmまで噴石が飛散。 <p>過去事例 1962年：水蒸気噴火が発生し、噴石が旧焼岳小屋まで飛散</p>
噴火 予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> ●火山活動は静穏、状況により火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注) ここでの「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとす。このレベル表は、地元市町村等と調整の上で作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められています。

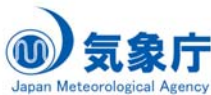
■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

② 御嶽山

御嶽山では、平成20年3月から噴火警戒レベルの運用が開始されている。



本冊子は、植物油インクを使用しています。



気象庁地震火山部火山課 火山監視・警報センター
 TEL: 03-3212-8341(内線4536) <https://www.jma.go.jp/>
 ■長野地方気象台
 TEL: 026-232-3773 <https://www.jma-net.go.jp/nagano/>
 ■岐阜地方気象台
 TEL: 058-271-4108 <https://www.jma-net.go.jp/gifu/>



御嶽山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (1~7)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●噴火が発生し、大きな噴石や溶岩流や火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 有史以降の事例なし
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者等の避難等が必要。	●噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や溶岩流、火砕流（積雪期には融雪型火山泥流）が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●大きな噴石の飛散が1kmを超える噴火が発生すると予想されるが、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火が発生する可能性はないと予想される。 過去事例 1979年10月28日：剣ヶ峰南西側斜面（79-1～10火口）で噴火。噴煙の状況から、大きな噴石の飛散が1kmを超える可能性があるとして予想。ただし、4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火に、すぐには移行しないと予想 ●大きな噴石が1km以上飛散する。ただし、概ね4kmを超える範囲に重大な影響を与える噴火は発生しないと予想される。 過去事例 有史以降の事例なし
		2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●地震活動の高まりや地殻変動等により、小規模噴火の発生が予想される。 過去事例 2007年3月後半：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、北東側200m範囲に降灰 2006年12月～2007年2月：山頂部直下でわずかな山体膨張及び火山性地震・微動の増加 1991年5月中旬：79-7火口でごく小規模な噴火が発生し、東側200m範囲に降灰 1991年4月～7月：火山性地震・微動の増加 ●小規模噴火が発生し、火口から約1km以内に大きな噴石が飛散する。 過去事例 有史以降の事例なし
噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。 (現在、地元自治体の一部の登山道を除き、火口から概ね1kmまで立入規制中)	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

注2) 噴火警戒レベルは、火山ガスに関する規制とは異なる。

※このレベル表は地元市町村等と協議して作成したものです。各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧いただけます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

御嶽山では、平成 28 年 3 月 25 日から判定基準の運用が開始されている。

御嶽山の噴火警戒レベル判定基準		平成 28 年 3 月 25 日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に到達 等 	
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火砕流、溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が居住地域に切迫 等 <p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火活動が次第に強まり、火砕流や溶岩流（積雪期には融雪型火山泥流）等が火口から半径 3 km 程度まで到達 山体内に規模の大きな地震（有感地震を含む）が多発 多量のマグマ上昇を示す顕著な地殻変動 等 	各レベルに該当する現象が観測されなくなった場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。
3	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 噴火の拡大傾向（火口から半径 1 km 以遠に大きな噴石飛散が予想される） 大きな火山性微動（レベル 2 よりも規模大あるいは継続時間長） 火山性地震の急増、規模増大（レベル 2 よりも規模大あるいは回数多） 山体の膨張を示す明瞭な地殻変動 <p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から半径 1 ～ 4 km 程度に大きな噴石飛散 火砕流等 	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象が見られなくなった場合。 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生し、その後、噴火が発生しなくなる、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。
2	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <p>次のいずれかが観測された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に降灰する程度のごく小規模な噴火 火山性地震の増加（地震回数が 50 回/日以上） 火山性微動の増加または規模増大（6 回/日以上あるいは継続時間 5 分以上または振幅 10 μm/s 以上の微動発生） 噴煙量、火山ガス放出量の増加 上記基準には達しない程度の火山性地震あるいは火山性微動の増加があり、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測される。 <p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から半径 1 km 以内に大きな噴石飛散 火砕流等 	噴火の発生がなく、山体膨張や噴煙・火山ガスの増加傾向がなくなり、地震・微動が平時のレベルに戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に増加傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル 2 に戻す。

・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。

・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がる時も同様）。

・レベル 5 からレベルを下げる場合にはレベル 4 ではなくレベル 3 に下げるものとする。

・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。

③ 白山

白山では平成27年9月から、噴火警戒レベルの運用が開始されている。

白山の噴火警戒レベル

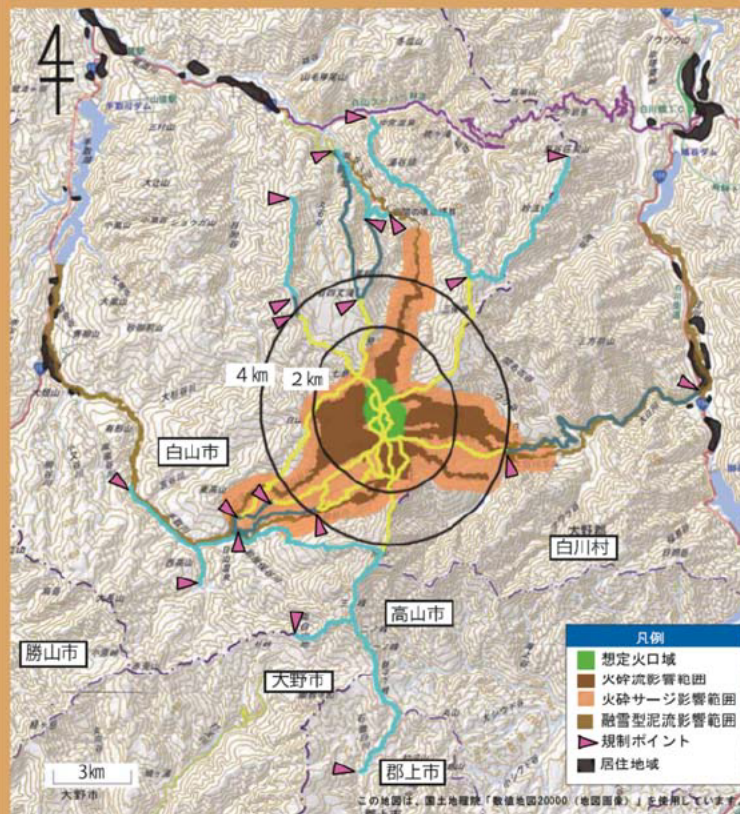
—火山災害から身を守るために—

噴火警報等で発表する噴火警戒レベル

- 噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。
- 各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています（レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「活火山であることに留意」）。
- 対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。

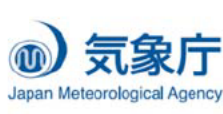


白山 噴火警戒レベル1～5に対応した規制範囲



- 【白山の特徴】
- 1554～56年の噴火で小規模な火砕流が発生した。最近では、時折、山頂周辺を震源とする地震が一時的に活発化している。
 - この地区は噴火警戒レベル1～5のときの規制範囲を示しています。
 - 融雪型火山泥流の流下により居住地域まで影響が及ぶ場合はレベル4（避難準備）・レベル5（避難）となります。
- 噴火警戒レベルに応じて次のような防災対応が必要になります。
- レベル5（避難）：
警戒が必要な居住地域からの避難等
- レベル4（避難準備）：
警戒が必要な居住地域での避難準備
災害時要援護者の避難等
- レベル3（入山規制）：
火口から居住地域近くまで立入り禁止
レベル3以上のとき通行不能
（居住地域近くまで）
レベル3以上のとき通行不能
（火口から概ね4km以内）
- レベル2（火口周辺規制）：
火口周辺立入り禁止
（山頂火口から概ね2km立入り禁止）
レベル2以上のとき通行不能
- レベル1（活火山であることに留意）：
規制なし。
活動状況より火口内への立ち入り規制等

■白山の噴火警戒レベルは、地方自治体等と調整して作成しました。
■各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、石川県、白山市、岐阜県、高山市、郡上市、白川村、福井県、大野市、勝山市にお問い合わせください。



気象庁地震火山部火山課 火山監視・情報センター
TEL: 03-3212-8341(内4526) <http://www.jma.go.jp/>
■金沢地方気象台 TEL 075-260-1462 <http://www.jma-net.go.jp/kanazawa/>
■岐阜地方気象台 TEL 058-271-4108 <http://www.jma-net.go.jp/gifu/>
■福井地方気象台 TEL 076-24-0069 <http://www.jma-net.go.jp/fukui/>

白山の噴火警戒レベル

種類	予報 警報	対象 範囲	レベル (ゾーン)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火 警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	●融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	●融雪型泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。 過去事例 事例なし
警報	火口 周辺 警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	●火口から4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ●居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 過去事例 2200年前の噴火：溶岩流が約7km流下形成（白水滝溶岩）、溶岩ドームの形成 1554～56年：マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	●火口から2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 過去事例 1042年：翠が池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、軽石
予報	噴火 予報	火口 内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 2005年：地震活動活発 2011年3月：地震活動活発 2014年12月：地震活動活発

注) ここでいう「噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをとする。

注) 火口とは、想定火口域をいう。

この噴火警戒レベルは、地元市町村等と調整の上で作成したものです。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、関係する各市町村にお問い合わせください。

■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。
<http://www.jma.go.jp/jp/volcano/>

白山では、平成 30 年 3 月日から判定基準の運用が開始されている。

白山の噴火警戒レベル判定基準		平成 30 年 3 月 8 日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域に到達あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪期にマグマ噴火が発生し、火砕流による融雪型火山泥流が居住地域まで到達あるいは切迫 	各レベルに該当する現象がみられなくなるなど、観測データに活動低下が認められた場合には、活動状況を勘案しながら、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も踏まえ、総合的に判断する。
4	<p>【融雪型火山泥流（積雪期）が居住地域まで到達するような噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 積雪期に、火砕流による融雪型火山泥流が居住地域まで到達するようなマグマ噴火の発生が予想される場合 	
3	<p>【火口から 2 km を超えて 4 km 程度以内に影響を及ぼす噴火、あるいは居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごく浅部を震源とする火山性地震がさらに増加（レベル 2 の基準よりも規模大あるいは回数多） 火山性微動の発生（レベル 2 の基準よりも規模大あるいは継続時間長） 溶岩ドームの形成・成長 火口から 2 km 程度まで大きな噴石を飛散させる噴火が断続的に発生 <p>【火口から 2 km を超えて 4 km 程度以内に影響を及ぼす噴火、あるいは居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口から 2 km を超えて火砕流、融雪型火山泥流あるいは溶岩流が流下 火口から 2 km を超えて 4 km 程度以内に大きな噴石が飛散 	<p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性でレベルを引き上げたが、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火でおさまった、または、噴火せず、左記の現象がみられなくなった場合。</p> <p>居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生したが、その後、噴火の発生がない、もしくは、火口周辺に影響を及ぼす程度の噴火にとどまる活動が続いた場合、レベル引き上げ後の活動評価を基本に、防災対応の状況や、必要に応じて火山噴火予知連絡会での検討結果も考慮して判断する。</p>
2	<p>【火口から概ね 2 km 以内に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 明瞭な火山性微動（弥陀ヶ原及び中飯坂観測点で最大振幅が約 100 μ m/s 以上）の発生 以下の現象が複数観測された場合 <ul style="list-style-type: none"> ▶ やや深部を震源とする火山性地震の増加（任意の 24 時間で地震回数が概ね 150 回以上） ▶ ごく浅部を震源とする火山性地震や振幅の小さな火山性微動が増加 ▶ 浅部の膨張を示す地殻変動を確認 ▶ 新たな噴気の発生等熱活動の高まり <p>【火口から概ね 2 km 以内に影響を及ぼす噴火が発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に降灰する程度の微小な噴火を含め、火口から概ね 2 km 以内に影響がとどまる噴火の発生 	噴火の発生がなく、噴煙活動など表面現象が落ち着き、地震・微動が平穏時の状態に戻った、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。ただし、平穏時に戻る傾向が明瞭であると判断してレベル 1 に下げた後に、再び高まる傾向に転じたことがわかった場合は、左記の基準に達していなくてもレベル 2 に引き上げる。
<ul style="list-style-type: none"> 各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。 ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。 火口とは、想定火口域をいう。 これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベル発表が必ずしも段階を辿って順番どおりになるとは限らない（下がる時と同様）。 レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時的「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。 以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。 		

(5) 避難計画

平成30年10月現在、焼岳、御嶽山、白山で「火山単位の統一的な避難計画」が策定されている。乗鞍岳においても、平成31年中に策定される予定である。

焼岳火山防災避難計画

平成30年2月20日版

焼岳火山防災協議会

御嶽山火山防災計画

平成 28 年 3 月 29 日
御嶽山火山防災協議会

∪

**白山の火山活動が
活発化した場合の避難計画**

平成29年3月

石川県白山市
岐阜県白川村

(6) 登山届の条例化

平成26年9月27日に発生した御嶽山噴火は、多数の犠牲者を出し、戦後最大の火山災害となった。この際、提出された登山届が迅速な安否確認及び捜索救助活動に有効であったことから、岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例において、平成27年4月1日から活火山である御嶽山及び焼岳の一部を、平成28年12月1日から白山を、届出を義務付ける対象エリアとして追加された。

北アルプス及び活火山(岐阜県側)を登山する皆様へ 登山届は必ず提出しましょう!

岐阜県では、「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例」により北アルプス地区と活火山地区(御嶽山、焼岳)の登山に対し、登山届の提出を義務付けています。

**罰則
(過料)**

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は
5万円以下の過料が科せられます。

平成28年
12月1日から

北アルプス地区
①～④で囲まれた区域
焼岳(活火山)

罰則(過料)の対象エリア
12月1日から4月15日まで①～④で囲まれた区域
危険区域(溝谷、穴毛谷、西穂高岳から奥穂高岳の間)
※焼岳(活火山)は過年で対象

御嶽山(活火山)

登山届提出エリア
火口域から4km以内の範囲
罰則(過料) 火口域から1km以内の範囲
※焼火警戒レベル(気象庁)の規制範囲により設定
※御嶽山は一部エリアを入室規制中です。※詳細は下頁ホームページをご覧ください。

■何のために登山届を出すの?

- ◆あらかじめ計画を立てることで無理な登山を防止し、体か・装備・技術に合った登山が楽しめます。
- ◆万が一、遭難事故に遭ったとき、遭難場所を特定しやすく、スムーズかつ効率的な救助活動を行うことができます。
- ◆遭難事故発生時、家族や関係者と素早く連絡を取ることができます。

■登山届の記載事項

- 登山者の住所、氏名、性別、年齢
- 登山の期間、行程
- 装備品、飲料水に食糧の内容
- 緊急時の連絡先
- 通信手段の状況
- 登山活動団体等への加入状況
- 山岳保険への加入状況 等

■登山届の提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出
 - ・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会
 - ・コンパス

※「コンパス」は(公社)日本山岳ガイド協会が運営する登山届受理システムです。

- 下記機関への郵送、FAX、メール等
- ・岐阜県防災課
- ・岐阜県警本部地域課
- ・地元警察署並びに交番・駐在所
- ・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会(北アルプス地区のみ)

条例に関する問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係

TEL. 058-272-1111 (内線3347)

岐阜県 山岳遭難防止

北アルプス、御嶽山、焼岳リーフレット

白山を登山する皆様へ 登山届は必ず提出しましょう



岐阜県では「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区(御嶽山、焼岳、白山)における山岳遭難の防止に関する条例」により登山届の提出を義務付けています。

罰則
(過料)

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は5万円以下の過料が科せられます。

白山における罰則適用 **平成30年12月1日** から
※他の地区では既に罰則適用が開始されています。 対象地域は 岐阜伊勢

何のために登山届を出すの? photo:白山 (岐阜県山岳遭難対策課)

- あらかじめ計画を立てることで無理な登山を防止し、体力・装備・技術にあった登山が楽しめます。
- 万が一、遭難事故があったとき、遭難場所を特定しやすく、スムーズかつ効率的な救助活動を行うことができます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と早く連絡をとることができます。



安全な登山につながる

提出方法

- 登山部ポストへの投函
- オンラインによる届出
コンパス ※コンパスは2024年4月1日より利用可能とする登山届受取システムです。
- 左記機関への郵送、FAX、メール等



コンパス

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警本部地域課
- 高山市警署及び郡上警察署並びに両署管内の交番・駐在所

条例に関する問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係
TEL:058-272-1131

登山届を必ず
出しましょう!



白山リーフレット

(7) 火山防災マップ(登山者向け携帯版)

岐阜県の火山では、御嶽山噴火を踏まえた火山防災対策の一環として、県内の活火山を訪れる登山者や観光客に対して、携帯版火山防災マップの配布による啓発活動として、平成27年度「焼岳火山防災マップ」、平成28年度には「白山火山防災マップ」、「御嶽山火山防災マップ」、「乗鞍岳火山防災マップ」を作成している。

作成にあたっては、用紙に耐水合成紙を使用することにより耐水性・耐久性を高め、また、登山の際に折りたたんで携帯できるよう工夫している。



連絡先	
緊急時の連絡先	0577-32-0110
高山警察署	0577-32-0119
岐阜、火山に関する情報	
実業庁地質院火山防災高度・警報センター	03-3212-8341
岐阜県防災センター	058-271-4100
連絡先	
岐阜県消防本部	058-272-1125
岐阜県消防本部	0577-33-1111
高山消防署	0577-32-3333
岐阜県北アルプス山岳救助隊協議会事務局	0576-89-3005
(岐阜市・吉野町事務所、岐阜市吉野町30カキヤギ野30番地20)	
高山山岳救助隊協議会事務局	0577-34-3799
(岐阜市吉野町30カキヤギ野30番地20)	
問い合わせ先	
高山山岳救助隊	0577-35-3145
岐阜・高山観光コンベンション協会	0577-36-1011
岐阜県観光振興協議会	0578-89-2611
9時～17時（土曜・日曜・お盆・年末年始を除く）	平日 9時～17時受付

噴火に備えて

焼岳は活火山です！
過去1万年以内に噴出した火山および現在活発な活動のある火山を「活火山」と定義しています。焼岳は過去では1915年（大正4年）、1925年（大正14年）、1992年（平成4年）の3回噴出したことが確認されており、現在も活発な活動を続けています。噴火やそれによる自然災害に備えましょう。

噴火の活動状況チェック
「噴火の活動状況チェック」は、火山活動の状況を噴火警戒レベルや避難の必要程度に対応して「レベル1～レベル5」に設定したものです。現在や過去に火山活動の活動状況が分かるとともに、火山活動に備えて「活火山の防災対策」に関する「火山防災計画」のキーワードをつけておくと便利です。なお、レベルの図表に関する情報は、岐阜県防災センターのホームページをご覧ください。

準備事項	レベル1～5の対応	登山者への注意
噴火警戒	レベル1：噴煙 レベル2：噴煙・噴霧	噴煙や噴霧の範囲を注意し、必要に応じて登山道から避難する準備を完了させよう。
火山口周辺警戒	レベル1：火山口周辺警戒 レベル2：火山口周辺警戒	火山口周辺警戒の範囲を注意し、必要に応じて登山道から避難する準備を完了させよう。
噴火予測	レベル1：噴火予測	噴火予測の範囲を注意し、必要に応じて登山道から避難する準備を完了させよう。

登山道の規制について
噴火警戒レベルに応じて、登山道の規制が行われます。立入り規制が実施されている場合は、規制に入らないうちに下山しましょう。

噴火時の避難
噴火に巻き込まれ、落下し、噴石や火山灰が降ると、危険な状況が発生します。噴火時には上笠の落下を防ぐため、上笠を脱ぎ捨て、身を低くして避難しましょう。

いろいろな火山現象

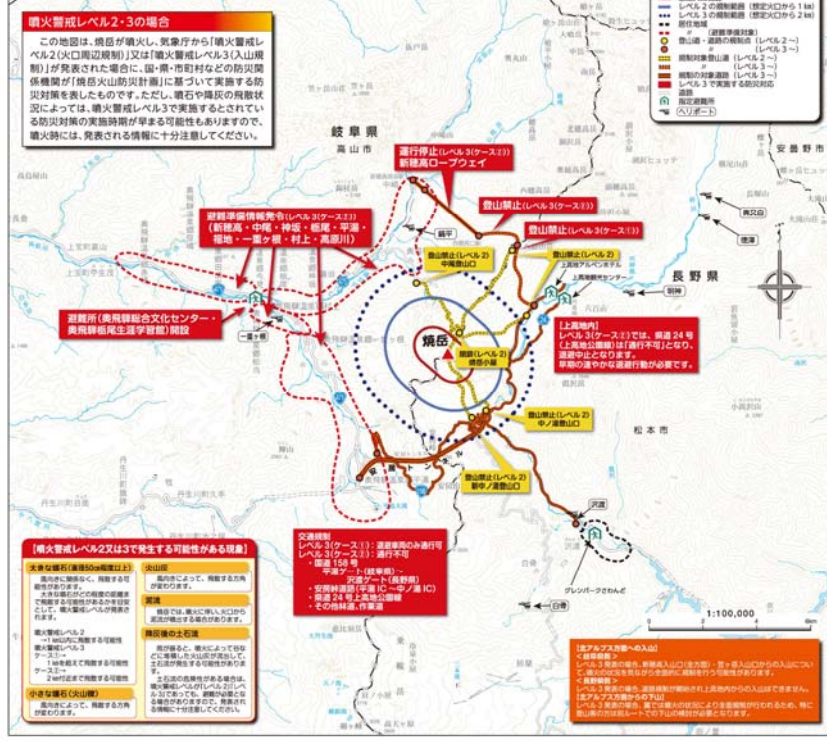
噴石・火山灰	火砕流や熱湯
<p>噴石 火山口から落下する噴石は、落下速度が速く、威力が大きい。落下した際の衝撃や、落下した際の音に注意し、身を低くして避難しよう。</p> <p>火山灰 火山口から落下する火山灰は、落下速度が遅く、威力が小さい。落下した際の目や鼻を刺激し、呼吸器を刺激する可能性がある。落下した際の音に注意し、身を低くして避難しよう。</p>	<p>火砕流 火山口から落下する火砕流は、落下速度が速く、威力が大きい。落下した際の衝撃や、落下した際の音に注意し、身を低くして避難しよう。</p> <p>熱湯 火山口から落下する熱湯は、落下速度が遅く、威力が小さい。落下した際の皮膚を刺激し、呼吸器を刺激する可能性がある。落下した際の音に注意し、身を低くして避難しよう。</p>



携帯電話通話可能ルートについて

○ 岐阜県が独自に調査したルートについてのみ表示しています。
○ 通話状況は2015年9～10月に行った調査の結果を表示しています。なお、実際に使用する時間帯や時期、当日の気象状況等により通話状況は異なりますのでご注意ください。
○ おおよそ通話可能ルートを表示しています。「通話可能」とは、実際に通話が可能であることを示しますが、通話可能ルートを外れると全く通話できない場合があります。
○ 通話状況の最新データについては、岐阜県防災センターのHPを参照ください。

噴火警戒レベル2・3の場合の立入規制地点図



噴火警戒レベル2・3の場合
この地図は、焼岳が噴火し、気象庁から「噴火警戒レベル2（火山口周辺規制）」又は「噴火警戒レベル3（立入規制）」が発令された場合に、岐阜県や岐阜市などの防災関係機関が「焼岳火山防災計画」に基づいて実施する防災対策を表したものです。ただし、噴石や降灰の飛散状況によっては、噴火警戒レベル3で実施するとされている防災対策の実施時期が早まる可能性もありますので、噴火時には、発表される情報に十分注意してください。

【噴火警戒レベル2又は3で発生する可能性がある現象】

- 火山口周辺規制（レベル2）**
 - 噴煙や噴霧の範囲を注意し、必要に応じて登山道から避難する準備を完了させよう。
- 立入規制（レベル3）**
 - 登山道の一部が通行止めとなる可能性があります。

避難所（岐阜県総合文化センター 岐阜県稲尾生協学館）開設

交通規制
レベル3（ケース1）：避難場所のみ通行可能
レベル3（ケース2）：通行不可
平野自動車（岐阜県）
岐阜バス（岐阜県）
岐阜県道路局（岐阜IC～中ノ瀬IC）
岐阜24号・高濃自動車
その他バス、タクシー

噴火警戒レベル2・3の対応
噴火警戒レベル2・3が発令された場合は、登山道の規制が行われます。立入り規制が実施されている場合は、規制に入らないうちに下山しましょう。

登山者向け焼岳火山防災マップ

乗鞍岳 火山防災マップ

乗鞍岳は、日本自然百景と自然百景に選ばれるほどの自然美を誇る。乗鞍岳は、日本自然百景と自然百景に選ばれるほどの自然美を誇る。乗鞍岳は、日本自然百景と自然百景に選ばれるほどの自然美を誇る。

連絡先

緊急時の連絡先	
高山警察署	0577-32-0110
高山消防本部	0577-32-0119
乗鞍火山に関する情報	
乗鞍火山噴火対策協議会(乗鞍火山)乗鞍センター	03-3212-8341
岐阜県庁	058-271-4108
乗鞍火山対策協議会	058-272-1125
岐阜県警防務課	0577-33-1111
高山市役所	0577-32-3333
高山市建設部防災管理センター (登山に関する防災・救急・救助)	0577-34-3799
乗鞍スカイライン管理事務所	0577-79-2012
観光情報など	
高山市観光課	0577-35-3145
岐阜県観光振興協会	0577-79-2345

※電話番号は、10月1日現在のものです。 平成28年10月1日現在



噴火に備えて

乗鞍岳は活火山です！

過去17年以内に噴出した乗鞍岳は、現在も活火山として監視されています。乗鞍岳は2009年9月に噴出したことが確認されています。噴火にそなえて十分な準備をしましょう。

乗鞍岳の活動状況チェック！

乗鞍岳は、岐阜県から山頂までの距離が約10kmあり、登山ルートが複数あります。また、乗鞍火山噴火対策協議会において火山活動の状況に応じた警戒が必要と判断され、登山者に対する避難指示や登山ルートの変更が行われています。最新の状況を確認し、登山計画を立ててください。

噴火警戒レベルとは

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況や噴火の規模、避難の必要性などを踏まえ、登山者に対する警戒レベルを設定しています。乗鞍岳では、噴火警戒レベル1～5まで設定されています。乗鞍岳の火山活動の状況に応じた警戒レベルを設定しています。最新の状況を確認し、登山計画を立ててください。

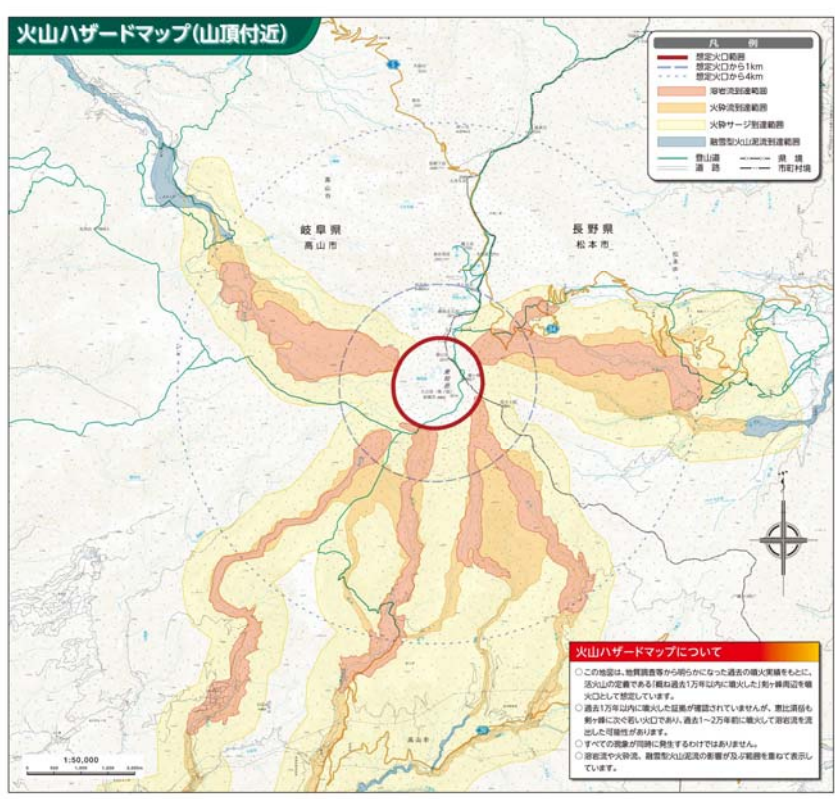
子供・高齢者の注意	しべり・雪・凍結	乗鞍火山噴火への対応
子供・高齢者の注意	しべり・雪・凍結	乗鞍火山噴火への対応
噴火警戒	しべり・雪・凍結	乗鞍火山噴火への対応
火山噴火警戒	しべり・雪・凍結	乗鞍火山噴火への対応
噴火予報	しべり・雪・凍結	乗鞍火山噴火への対応

登山道の規制について

噴火警戒レベル1～3では、火山活動の状況や噴火の規模、避難の必要性などを踏まえ、登山者に対する警戒レベルを設定しています。乗鞍岳では、噴火警戒レベル1～5まで設定されています。乗鞍岳の火山活動の状況に応じた警戒レベルを設定しています。最新の状況を確認し、登山計画を立ててください。

乗鞍岳上空の風向き

乗鞍岳は北東から南西へ向かい、登山ルートは北東から南西へ向かいます。最新の状況を確認し、登山計画を立ててください。



登山者向け乗鞍岳火山防災マップ

御嶽山 火山防災マップ

御嶽山は、1997年（平成9年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。2014年（平成26年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。2014年（平成26年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。

連絡先

岐阜県	0576-52-0110
高山市	0577-32-0110
下呂市	0576-25-5119
高山市消防本部	0577-32-0119

周辺市町村の連絡先

岐阜県	03-3212-8341
岐阜県	058-271-4108
岐阜県	058-272-1125
岐阜県	0577-33-1111
下呂市	0576-24-2222
高山市	0577-32-3333
高山市	0577-34-3799

登山者の注意

御嶽山は活火山です。過去1万年以内に噴出した火山約60%は活火山である。御嶽山は、1997年（平成9年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。2014年（平成26年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。

噴火に備えて

御嶽山は活火山です。過去1万年以内に噴出した火山約60%は活火山である。御嶽山は、1997年（平成9年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。2014年（平成26年）10月15日に大規模な噴火を繰り返した。

携帯電話通話可能ルートとラジオ受信状況

携帯電話通話可能ルートについて

- 岐阜県が独自に調査したルートについてのみ表示しています。
- 調査状況は2016年8～10月に行った調査の結果を示しています。なお、実際に使用する機種や時間帯、当日の気象状況等により通話状況は変わりますのでご注意ください。
- おおよそ通話可能ルートを表示しています。通話可能とは、調査時に通話が可能であったことを示します。通話可能ルートを外れると全く通話できない場合があります。
- 通話状況の最新データについては、事業者のHPを参照ください。

ラジオ受信状況について

- 岐阜県が独自に調査した箇所についてのみ表示しています。
- 調査状況は2016年8～10月に行った調査の結果を示しています。なお、実際に使用する機種や時間帯、当日の気象状況等により受信状況は変わりますのでご注意ください。

※携帯電話通話可能ルート（通話可能ルート）は、2014年の調査に基づき、通話可能ルートから約1kmの範囲は、調査を実施していません。

噴火警戒レベル2・3の場合の立入規制地点図

立入規制地点

- レベル2 [1km警戒] 以上
- レベル3 [3km警戒] 以上
- レベル3 [4km警戒] 以上

立入規制地点

- レベル2 [1km警戒] 以上
- レベル3 [3km警戒] 以上
- レベル3 [4km警戒] 以上

噴火警戒レベル2・3の場合 (噴火地点が不明な場合)

この地図は、御嶽山が噴火し、気象庁から「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」又は「噴火警戒レベル3（立入規制）」が発令された場合に、国・県・市町村などの防災関係機関が「御嶽山火山防災計画」に基づいて実施する防災対応を表したものです。ただし、噴石や降灰の飛散状況によっては、噴火警戒レベル2で実施するとされている防災対応の実施時期が早まる可能性もありますので、噴火時には、発表される情報に十分注意してください。

なお、この地図は2014年噴火を踏まえた見直し後のものであり、新しい基準による防災対応の一例を示しています。噴火地点が特定された場合には、実際の警戒範囲に合わせて防災対応を決定し、対応いたします。

登山者向け御嶽山火山防災マップ

白山山内7箇所図

白山

火山防災マップ

白山は、日本列島の中央部に位置し、北は石川県、南は岐阜県、東は富山県、西は福井県にまたがる。白山は、日本列島の中央部に位置し、北は石川県、南は岐阜県、東は富山県、西は福井県にまたがる。白山は、日本列島の中央部に位置し、北は石川県、南は岐阜県、東は富山県、西は福井県にまたがる。

連絡先

白山市観光課	0577-32-0110
高山警察署	0575-67-0110
高山市消防本部	0577-32-0119
高山市消防本部	0575-67-0119
白山市観光課	03-3212-8341
岐阜県観光振興局	056-271-4108
岐阜県観光振興局	056-272-1125
岐阜県観光振興局	0577-33-1111
白山市観光課	05769-6-1311
白山市観光振興協議会事務局	05769-6-1311
(利用)白山観光、白山観光バス 30分～午後5時15分迄	
高山市観光課	0577-32-3333
高山市観光振興協議会事務局	0577-34-3799
白山市観光課(観光課、観光課)	05769-2-2009
白山市観光振興協議会	05769-4-1311
白山市観光振興協議会	05769-4-1013
高山市観光振興協議会	0577-35-3145
高山市観光振興協議会	05769-2-2272
岐阜市観光振興協議会	0575-67-1806
白山市観光振興協議会	0575-82-9900
白山市観光振興協議会(白山市観光振興協議会、白山市観光振興協議会)	9822-29-2601

噴火に備えて

白山は活火山です！
過去1万年以内に噴出した火山および現在活発な噴火活動のある火山を「活火山」と定義しています。白山は、1584～1616年の噴火の噴煙が記録されています。最近では、噴煙、山崩れなど発生する危険が一時的に高まっています。噴火やそれに伴う危険に備えましょう。

白山の噴火警戒レベルについて
噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火警戒レベルや避難の必要噴火警戒レベルに応じて避難(レベル1～レベル5)に区分したものです。住居や登山道に噴火活動の危険が及ぶと想定される場合に、警戒に合わせた避難の必要に応じて避難(火山警戒レベル)「避難準備」「警戒」のキーワードに基づいて警戒を呼びかけます。なお、レベルの段階に関わらず、噴火の危険性には常に注意してください。

警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
避難準備	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
火山警戒	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
噴火予警	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5

白山周辺の噴火について
噴火警戒レベルの上昇に伴い、火山警戒レベルの立ち入り規制が厳格化されます。立ち入り規制が厳格化される場合は、事前に十分な準備をしましょう。

白山上空の風向き
噴煙は風に吹かれて下へ流れ、噴石や火山灰が降ります。噴火した場合は上空の風向きを必ずチェックしましょう。

携帯電話通話可能ルートとラジオ受信状況

携帯電話通話可能ルートについて

- 岐阜県が独自に調査したルートについてのみ表示しています。
- 通話状況は2016年8月～10月に行った調査の結果を示しています。なお、実際に使用する機種や時間帯、当日の気象状況により通話状況は変わりますのでご注意ください。
- わかず通話可能ルートを表示しています。通話可能とは、調査時に通話可能であったことを示します。通話可能ルートと外れると全く通話できない場合があります。
- 通話状況の最新データについては、携帯会社のHPを参照ください。

ラジオ受信状況について

- 岐阜県が独自に調査したルートについてのみ表示しています。
- 受信状況は2016年8月～10月に行った調査の結果を示しています。なお、実際に使用する機種や時間帯、当日の気象状況により受信状況は変わりますのでご注意ください。
- 受信状況は、調査結果の一部がNHK-FM1の受信状況を示しています。
- 白山では、FM放送よりもFM放送の受信が良好です。

噴火警戒レベル2・3の場合の立入規制地点図

噴火警戒レベル2・3の場合

この地図は、白山が噴火し、気象庁から「噴火警戒レベル2(火山警戒レベル)」又は「噴火警戒レベル3(火山警戒レベル)」が発せられた場合に、国・市・村などの防災関係機関が「白山山内防災計画」に基づいて実施する防災対策を実施したものです。ただし、噴石や降灰の危険状況によっては、噴火警戒レベル3で実施するとされている防災対策の実施時期が早まる可能性もありますので、噴火時には、発表される情報に十分注意してください。

登山者向け白山火山防災マップ